

横田・基地被害をなくす会 NEWS

原告団 NEWS

No.6



連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町3-13-1 留守 TEL&FAX：042-542-5625

E-mail：なくす会⇒yokota_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：横田・基地被害をなくす会、第9次横田基地公害訴訟原告団

※ NEWSは「横田・基地被害をなくす会」と「第9次横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

NEWS内容 (CONTENTS)

16名が追加提訴～原告数144名に	1	写真で見る活動報告	6
新役員紹介（代表、団長、事務局次長）	2	米軍駐留は憲法違反、会費の振り込みについて	7
オスプレイが横田にやってきた	3	9/11 第7回弁論・傍聴に参加を、原告の声・声・声	8
第四次厚木爆音訴訟で横浜地裁が画期的判決	4	経過報告と今後の予定	9
資料編：飛行回数の増減、要請書など	5	様々なお知らせ、天欄	10

16名が追加提訴～原告数 144名に（8月7日）

—今だからこそ、胸を張って被害を訴えよう！—

私たちを取り巻く状況は、厳しいものになっています。集団的自衛権をめぐる解釈改憲が内閣だけの判断で強行される一方、今すぐに戦争になるかのごとく「国防に力を入れよ」との声が高まっているように思えます。私たちの運動＝基地被害からの救済を求めて声を上げることが間違いであるかのような主張をする人たちも出てきました。

しかし、今、私たちが、家の上を飛ぶ飛行機に対して「うるさい」「何とかしてくれ」と言えることは、非常に大事なことです。もし、これが、「軍事のためだから、我慢しろ」「国防に必要な基地なのだから、軍事行動に対し詮索するな」というような意見がまかり通る世の中になつたら、「民主国家」などという看板は下ろさねばなりません。それこそ、戦前のようにものが言えない社会になってしまいます。現政府に対し反対意見や批判的意見を言う者を圧殺するような国に戻してはいけません。

私たちの声がどのように扱われるのかは、ある意味、民

主国家のバロメーターだと言つてよいと思います。日本全体からみれば、私たち軍事基地の被害者の数は少数ですが、それを大事に扱うのか、無視するのか。

8月7日、第9次横田基地公害訴訟に16名の方が追加提訴を行いました。横田基地の騒音等の被害者数から考えれば、決して多い数ではないかもしれません、128名だった原告数から考えれば大きな進歩だと言えます。

ところで、2013度の横田基地の飛行回数が（2012年度と比べて）約13%（基地北側）～約38%（基地南側）増加したこと、垂直離着陸輸送機オスプレイが8月19日と21日に横田基地に飛来したこと、パラシュートによる人員降下訓練が頻繁に行われていることなど、明らかに基地の使われ方に変化が見られるようになりました。

この様な状況の中でも、私たちは初心を忘れず、基地被害をなくし、平和で平穏に安心して暮らせる生活を目指し、肃々と運動を発展・進めていきましょう。（事務局）

代表就任に あたって

横田・基地被害をなくす会 代表 大沢 豊

横田・基地被害をなくす会の前代表であった浅野太三さんが昨年10月に亡くなられた後空席のままでしたが、今年5月の総会で新しく代表になりました大沢豊です。浅野さんの経験や実績にはとても及びませんが、

しっかりと努めますのでよろしくお願いします。

横田基地に関しては、オスプレイの飛来が現実のものとなってしまうなど大変厳しい情勢にあります。基地に関する事柄の迅速かつ詳細な情報を提供させるよう行政に働きかけ、軍用機の騒音や部品落下だけではなく沖縄の人々と連携しながらオスプレイが日本の上空を飛ぶことがないような取り組みもして行かなくてはならないと決意しています。



新役員紹介

第9次横田基地公害訴訟原告団 事務局次長 斎藤孝之

5月25日の総会で事務局次長になりました斎藤孝之です。住まいは入間市になります。入団したきっかけは、横田基地見学ツアーと自分が住んでいるところがうるさいエリアに入っていたことです。入団したからには、自分のことなので何か一つでも自分でできることはないのかと考え、裁判の傍聴を必ずしていこうと思い参加していました。それがきっかけで、福本さんから騒音データのまとめを手伝ってもらいたいと声をかけていただきました。始めてみると、うるさいのとめんどうくさいとで大変ですが、みなさんの役に立てると思い頑張っていこうと思います。人前で話をしたり、文書作成などは得意ではありませんが、とりあえずできることから頑張っていきますのでよろしくお願いします。

団長就任に あたって

第9次横田基地公害訴訟原告団 団長 福本道夫

前団長・浅野太三さんが亡くなつて早や10ヶ月が経つた。また、5月25日の定期総会から3ヶ月になろうとしているが、未だに忙しくしてい、団長の自覚も何もないまま時が過ぎている。



裏話をばらしてしまえば、団長のなり手が当面いない、団長をいつまでも空席にしておくわけにもいかない、ということで、事務局長兼任で就任せざるを得なかった。団長をやっていただきたい方・やれる方は何人もいると思っているのだが、平日に開かれる法廷や弁護団会議等にほぼ出席できる、過去の経緯をある程度把握しているという理由で役員会で押し切られ、やむを得ず事務局長（こちらも引き受け手がいなかった）兼任で受けることになった。もちろん、事務局長兼任というのは組織としては偏ったものだし、「専制君主」になりかねない危なさがある。

今は、ピンチヒッターの気分である。居心地は決して良くない。が、何せオスプレイ飛来騒ぎなど、様々な処理せねばならない問題が起きていて、落ち着いて団長の責任を考えている余裕もない。こうしているうちに改選時期が来て交代になるのだろうなあと漠然と思っている。

なお、定期総会で団長受理をする数日前に、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の事務局長を引き受けざるを得ないはめになってしまった。まじめにやると体がいくつあっても足りないのだが、根は楽天的な性格のためか「何とかなるだろう」的に考えている（と、第三者的に自分を見ている）。役員の皆さんや団員の皆さんのご協力・ご理解をお願いするしかない。

なお、こういった挨拶文には顔写真が必要となるが、最近自分の写真を見ると、つくづく歳をとったなあと感じるので省略したいのだが…。

ビデオカメラ貸します

被害の立証
に役立てるた
め購入しまし
た。使いたい
方は申し出
ください。



オスプレイが横田に やってきた

昨年7月29日、米太平洋空軍司令官カーライルが、「空軍仕様のオスプレイCV-22の配備先候補として横田基地も候補にあがっている。来年早々にも決定する予定だ。」という記者会見を行ってから約1年。この間、陸揚げ地・岩国と配備地・普天間以外に滋賀県や宮崎県に姿を見せていましたオスプレイの飛来計画（お披露目）が動き出した。

沖縄で、そして全国で危険な飛行機の象徴として嫌がられているオスプレイをまずは見てもらうこと、慣れてもらうこと、そして、いつでも・どこでも、オスプレイは飛来し、配備できるのだということ、これを「日本国民」に理解させるには段階を踏もうということなのだろうか…。

まずは7月6日に台風からの緊急避難として、普天間のオスプレイMV-22数機と空中給油機KC-130をセットで横田に飛来させるとの通告が直前にあった。結局はこの計画は中止となった。理由は不明だが、早々と格納庫にしまったという情報もあった。

次に「人員輸送」を目的として、MV-22・1機が7月15日に普天間から厚木経由（給油）でキャンプ富士への飛行が実施された。これは、首都圏・東日本への初めての飛行となった。MV-22はキャンプ富士に2日間滞在後7月18日には、厚木（給油・食事？）経由で、今度は岩国にも立ち寄った後、普天間に戻った。

一方、北海道の民間団体が行う航空機イベント（陸自・丘珠駐屯地で開催）に協力～展示するために、2機のMV-22が7月18日に普天間から岩国に飛来し、19日に岩国を発って横田基地経由（給油）で札幌に向かう計画が実施された。そして、札幌帰りのMV-22は7月21日に横田に立ち寄った後、岩国経由で普天間に戻った。

この間の7月18日、防衛省は1機100億円もするMV-22を陸自が数機導入し、来年度から佐賀空港に配備する予定であることを発表した。

7月28日、MV-22・2機が飛行訓練で小笠原を訪れた。小野寺防衛大臣は途中でMV-22に乗り込み、このイベントに顔を出した。小笠原では、急患搬送時の使用が期待されるとして歓迎されたとの報道がなされた。

これに味をしためた米軍は、「人員輸送」を目的として8月9日に2機のMV-22を横田に飛来させ、10日に帰るという計画を立てたが、これは、またもや台風によって中止せざるを得ない事態となった。

そして、以下は今後の予定である。

8月19日～22日、MV-22・4機が陸自の東富士演習

場と北富士演習場で離着陸訓練をするため、厚木を経由する可能性があるとの通告がなされている。

これは、私の予想であるが、9月6日・7日に横田基地で行われる日米友好祭（基地開放日）に展示するための飛来は、可能性として高いと考えている。

この間の厚木・横田への飛来でわかったことは、普天間配備の際に結ばれた、オスプレイについての日米合同委員会合意・確認事項は守る気がないということ、基地周辺自治体が、事故の危険性についての十分な説明を求めていることに対し、何の回答もしていないことなどである。

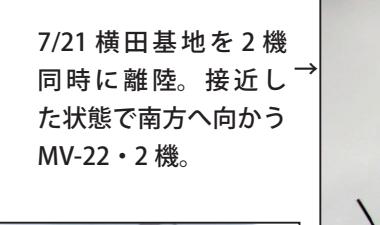
前者では、「着陸時に基地外で転換モード～ヘリモードになったこと」、21日の離陸時に「2機のMV-22がほぼ同時に離陸～先導機のあとを50mも開いていないような距離で航続機が飛んだこと」が目撃されている。

何のための日米合意なのか。危険をできるだけ回避しようという努力が合意になったのだと思っていたが、結局「努力目標」を文章にしただけだった。

オスプレイについては、なくす会・原告団共に、様々な団体と一緒に、あるいは独自に、要請行動を行ったり、要請・抗議文を基地や関係省に送ったりしたが、それはこのNEWS内「経過報告」で触れることとした。（事務局）



← 7/21 横田基地北側約1km地点で、真上を飛ぶMV-22。ほぼヘリモードになっている。



7/21 横田基地を2機同時に離陸。接近した状態で南方へ向かうMV-22・2機。



← 7/21 CV-22離陸時に基地フェンス際・真下で記録した騒音。着陸時（基地北側・約1km地点）では85dB(A)程度だった。

第四次厚木基地爆音訴訟で横浜地裁が画期的判決(5月21日)

軍用機の飛行差止めを初めて司法が命じる！ 賠償金も133%にアップさせ、 違法を重ねる被告国を厳しく断罪



去る5月21日は裁判史上に残るであろう二つの差止め判決が出され、「司法は死んでいなかった」と書かれた地裁前旗出し垂れ幕が新聞紙上に載った。一つは、大飯原発再稼働差止め判決(福井地裁)。「人の生命を基礎とする人格権を越える価値を他に見いだすことはできない」とし、「命よりカネだ」との関西電力側の主張を一蹴して見せたのだ。もう一つが、軍用機の飛行差止めを命じた横浜地裁判決。「深刻な睡眠妨害、生活妨害、航空機事故の不安などの精神的苦痛が相互に関連して住民の生活の質を損なわせている」とし、第一次提訴以来38年間にわたり、基地周辺住民の人格権を侵害してきた軍用機飛行を指弾し、基地裁判史上初めてその飛行差止めを命じた(原告は6992名)。差止めの対象となる軍用機を自衛隊機に限定しているものの、全国の基地裁判が一貫して求め続けてきた飛行差止め(午後10時～翌朝6時)が判決で認められた画期的意義をもっている。全国の基地裁判は30余年を経て、いよいよ「飛行差止め」を現実的な視野におく段階を迎えるに至ったと言っても過言ではない。

普天間基地裁判に続き、個々原告の賠償金をアップさせた。総額70億円！

軍用機飛行差止め以外でも注目される点が二つあった。第一に、提訴の3年前から地裁結審までの「過去分の賠償金(慰謝料)」をアップさせたことだ。被害区域と賠償金額は下記の表となっている。

被害区域 (W値コンター)	賠償金額 (1ヶ月)	参考:横田基地裁判 の現在の賠償金額
75～80W値	4,000円	3,000円
80～85W値	8,000円	6,000円
85～90W値	12,000円	9,000円
90～95W値	16,000円	12,000円 (90W値～)
95W値～	20,000円	なし

全国の基地裁判判決において、過去分賠償額は一貫して表の参考欄の金額が定着してきていた。第四次厚木判決で

は、被害区域(W値コンター)各々133.3%増の金額を被告国に支払いを命じた。普天間基地爆音訴訟控訴審(2010年)で切り開かれた賠償金額増の判例は、この判決で定着したと言ってよい。被害実態と比して適切な賠償額とは言えないものの、被告国に対する圧力を強めることになることは確実だ。他方、基地騒音被害がなくなる日までの賠償を求めた「将来分の損害賠償請求」については、残念ながら今回も却下されている。

第二に、「危険への接近」論を完全に破綻させたことだ。「危険物体の基地が近くにあることを知りながら基地周辺に転居、再転入してきた住民は被害者ではない」とする被告国側が試みてきた暴論が一顧だにされずに切り捨てられた。賠償金減額のために絞った国側の「悪知恵」は徒労であることを思い知らせるに十分な判決となった。

果たして「米軍機も差止め可能」なのか？

元那覇地裁裁判官(瀬木比呂志さん)の主張が5月31日付け東京新聞に掲載された。

日米地位協定第二条の2にある「両国政府は一方の要請があれば、取決めを再検討し、施設の返還や新たな提供の合意ができる」との条文の活用を瀬木氏は提唱している。「返還を求めるここまで可能なのだから、米軍機飛行中止の申し入れができないはずがない」と主張。また、「自衛隊機が止められたのだから米軍機も止められるはず」と断言されている。

最高裁が出し下級裁判所がコピペしている「第三者行為論」を突き崩していくことが問われる段階を迎えた中での提案の一つとして受け止めたい。

去る7月1日「集団的自衛権を容認する閣議決定」が強行された。安倍政権は武器輸出禁止を解除し、東アジアなどに軍事的な緊張を煽って軍備拡張路線を露骨に推進させている。憲法破りの暴走は基地裁判にも影響が出てくることが危惧される。基地裁判勝利のためにも、今秋の「戦争国家づくり」を許さない国民的な大運動への合流が求められていることを肝に銘じたい。

(事務局 塚本秀男)

資料編：飛行回数の増減、要請書など

横田基地周辺で測定された騒音を伴う飛行回数の推移
(70dB(A)以上の音が5秒以上継続した場合にカウント)

年度	場所	基地北側		基地南側
		瑞穂町・箱根ヶ崎民家	瑞穂町役場	福生市誘導灯付近
2009	飛行回数	9,565	2,216	8,507
	前年比	− 417	+ 385	− 1,148
2010	飛行回数	10,398	1,746	8,799
	前年比	+ 833	− 470	+ 292
2011	飛行回数	9,584	1,671	8,686
	前年比	− 814	− 75	− 113
2012	飛行回数	8,520	2,449	8,076
	前年比	− 1,064	+ 778	− 610
2013	飛行回数	9,591	2,947	11,137
	前年比	+ 1,071	+ 498	+ 3,061

「集団的自衛権の行使を認める」閣議決定の撤回を求める要請（内閣総理大臣宛）＝全国基地爆音訴訟原告団連絡会議各原告団長連名で、7月3日付提出

去る7月1日、安倍内閣は、戦後日本政府が行ってきた憲法解釈を変更し、「集団的自衛権の行使を容認する」新たな解釈をすることを決定しました。

この閣議決定の内容は、憲法の基本原則である平和主義を蹂躪する「憲法違反」であり、決定に至る経緯は、立憲主義・民主主義を否定し独裁政治に踏み出したことを物語っています。

この間安倍内閣が行ってきた説明は、あたかも個別的自衛権では日本国民の生命・安全を守れないかのような誤解を「国民」に植え付けようとしたものであり、その実はアメリカ合衆国軍とともに日本も戦争に参加することを目的としているものです。

今回の閣議決定により、私たち「国民」が戦争やテロに巻き込まれる恐れが確実に高まりました。日本が「世界の警察」を自負するアメリカ合衆国軍と行動を共にすることを公言したに等しく、アメリカ合衆国に反感を持つ・対立する勢力は、日本も攻撃対象とすることでしょう。とりわけ軍事基地は最初の攻撃目標であり、基地周辺に暮らす私たちは従来より格段に危険な状況に置かれてしまったと認識せざるを得ません。

私たちは、アメリカ合衆国軍や自衛隊が使用する軍事基地周辺に暮らし、基地が存在することによる「基地被害」からの救済を日本政府に求めています。私たちは、日本政府が救済の手を差し伸べなかつたことから、「生命や安全及び幸福追求の権利が覆される明白な危険にさらされている現状」を、自分たちの手で排除するために裁判に訴えざるを得ず、現在に至っています。

基地周辺住民は「生命と安全を守られる」対象となる「国民」ではないのでしょうか。もし私たちを「国民」と判断されるなら、現在進行形で生命と安全を脅かされている私たちこそ日本政府が守るべき対象とすべきなのではないのでしょうか。

私たち全国基地爆音訴訟原告団連絡会議は、日本国民の平和

で安全な暮らしを守るために、安倍内閣が閣議決定で集団的自衛権の行使を認めたことに対し断固抗議するとともに、この閣議決定を直ちに撤回することを求めます。

横田基地の運用に関する要請書（基地司令官と、同内容で文末変更して外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長宛）＝横田・基地被害をなくす会代表と第9次横田基地公害訴訟原告団団長名で、8月6日付提出【抜粋】

（前文省略～以下要請項目）

1. オスプレイ（MV-22, CV-22）は、その安全性やその飛来による被害の増加について、周辺自治体や周辺住民に十分な説明と合意がなされていません。それがなされるまでは、その飛来や配備を断念してください。
そして、この8月9日～10日に横田基地への飛来の可能性があるとの情報が寄せられていますが、この飛来は中止してください。
2. 去る7月19日と21日のMV-22オスプレイの飛来時において、「MV-22に関する日米合同委員会合意事項・確認事項」に従っていない運用が確認されました。
1つ目は、「運用上必要な場合を除き、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードでの飛行時間をできる限り限定する。」という合意事項の違反です。19日・21日の両日とも着陸時において、横田基地の手前約1kmの地点で、すでにほぼ垂直離着陸モードになっていたことが目撃されています。
2つ目は、21日の離陸時に2機のMV-22が行った近距離での離陸に続く飛行、すなわち、「運用上必要な場合を除き、通常、MV-22による低空における近距離での編隊飛行訓練は、認められた施設及び区域内においてのみ実施する。」という確認事項の逸脱です。
この様な危険な飛行は絶対に禁止してください。
3. 昨年（2013年）7月、本年3月と、横田基地常駐機であるC130輸送機の部品紛失（落下）事故が3件も起きています。C130は運用が開始されてから50年以上が経過した航空機で、この間に様々な改良も加えられていると聞き及んでいますが、このところの相次ぐ事故からは、その飛行の安全性について疑問を抱かざるを得ません。少なくとも上記3件の事故原因の究明が完全になされ、周辺自治体や周辺住民に納得のいく説明がなされるまで、その飛行を禁止してください。
4. ここ数年、横田基地内においてパラシュートによる人員降下訓練や物資投下訓練が頻繁に行われるようになりました。それも、わざわざ他基地から横田基地にやってきて行った例もあると聞いています。横田基地は、アメリカ合衆国に設置された基地と違い、南北は4km程度あるにせよ、東西は狭い所で1km程度の広さしかない基地です。パラシュートによる人員降下・物資投下訓練は、風等の影響によって基地外に人員や物資が落下する可能性が否定できないものであり、住宅や店舗、工場、道路など、人々が暮らす空間に隣接している横田基地に相応しい訓練ではありません。この様な訓練は実施しないでください。
5. 昨年（2013年）は実施されなかった日米友（次ページに）

(前ページから) 好祭(基地開放日)が、今年は9月6日・7日に行われると聞き及んでいます。この日米友好祭における航空機の運用について、私たちは、最低でも横田基地の運用に関する日米合同委員会の合意事項(1964年、1993年)やその精神を生かす努力をしていただきたくお願いするものです。そして、「友好」の対象は基地から離れたところに暮らす人々ではなく、基地周辺住民とすべきであることを念頭においてください。すなわち、曲技飛行や低空飛行、見世物的な危険飛行は実施しないでください。また、基地周辺に騒音被害を増加させないように、必要以上の航空機を飛来させないでください。特に、わざわざ他の米軍基地の航空機や自衛隊機を飛来させ、展示するようなことは慎んでください。

写真で見る活動報告



5/21 厚木地裁判決・事前デモ～第9次横田原告団の幟を持って参加。

6/4 全国被害者総行動デーに参加。福島の原発訴訟が目立った。



5/25 なくす会と原告団の定期総会。新代表、新団長を中心の新体制スタート。



7/19 オスプレイ岩国から飛来。駐機場には物珍しげに人が群がっていた。

7/7 横田基地へのオスプレイ飛来中止要請行動。基地は扉を固く閉ざし、警察官は異常警備でガードした。



6/14 米軍横田基地反対集会～デモ(福生公園) オスプレイ関係での集会が何回となく開かれた。



7/19 横田基地南のフェンス際で脚立に乗ってオスプレイの監視行動をする大沢なくす会代表



7/19 オスプレイくるな! 横田抗議集会(2つの原告団など5団体主催)。この前日、当日午前中にも、基地周辺では、飛来反対集会がいくつも開かれた。



7/28 基地周辺5市1町に、オスプレイ対応の要望書を持って5団体で訪問。日米合意違反を説明する福本原告団・団長。

米軍駐留は憲法九条違反 伊達判決を甦らせよう 砂川裁判の再審請求にご協力を！

横田・基地被害をなくす会 副代表／伊達判決を生かす会 島田清作

1957年7月、旧米軍立川基地内の農地の測量に反対して労働者・学生たちが基地内に立ち入ったことに対し、国は安保条約に基づく刑事特別法違反で7人を起訴した。

59年3月、東京地裁の伊達秋雄裁判長は「憲法9条は日本が戦争をする権利も戦力をもつことも禁じている。日本に駐留する米軍は憲法上その存在を許すべからざるものであり憲法9条2項に違反する米軍基地に立ち入った者に対し特に重い刑罰を与える刑事特別法は憲法31条に違反しており、全員無罪」という画期的な判決を下した。

この「伊達判決」は、憲法を擁護し平和を願う国民にとっては至極当たり前の主張であり砂川基地拡張反対闘争にたずさわってきた私たちにとっては勝利の判決であったが、国側は大きな衝撃を受け、東京高裁を飛び越えて最高裁に跳躍上告し、大急ぎでこの判決を覆そうとした。そして同年12月、最高裁は田中耕太郎長官の指揮の下、「伊達判決破棄、東京地裁への差し戻し」を決めたのである。

わずか8ヶ月の審理でこの重大な判決の変更がなされ、国は1ヶ月後の60年1月、日米安保条約の改訂調印を行つ

た。

この時から49年たった2008年、国際問題研究者の新原昭治さんがアメリカ国立公文書館で、伊達判決を覆すために駐日アメリカ大使が日本の外務大臣などと密議を交わしていた証拠文書を発見公表し、その後同じく研究者の末浪靖司さん、布川玲子さんが、ことあろうに田中最高裁長官がアメリカ大使と密議を重ねて裁判を進めてきた証拠書類を発見した。

砂川闘争に係わってきた私たちは「伊達判決を生かす会」を作り、日本政府に文書開示を請求してきたが、自民党内閣は秘密を保護して全く開示しようとしている。

裁判所法に違反して全く不公平な裁判を行った田中長官の責任を追及し、公平な裁判をやり直すことを要求して、有罪とされた被告と遺族が今年6月17日再審を請求した。この請求を勝利させることによって、故なきものとされた伊達判決を社会的に甦らせ、反戦平和、憲法改悪反対の運動を前進させたいと願っている。

会費の振り込みについて

会費の2014年度分は、本年4月からの1年間の期間が対象となります。なお、原告団会費については、2014年度分から半期分5,000円ずつの分割納入も可能です。分割納入の方は、その旨を振り込み用紙に書いてください。

原告団会費は1名1万円、横田・基地被害をなくす会・会費は個人会員は1名2千円、団体会員は1口2千円です。

「原告団会費」と「横田・基地被害をなくす会・会費」とがあります。両方に加入の方、片方だけに加入の方がおられますので、間違えないようにご注意ください。

第9次横田基地公害訴訟 原告団・会費の振り込み先

会費納入は、以下の口座へお願いします。

①ゆうちょ銀行 店番018 普通8014443

②ゆうちょ銀行 00180-6-790063

(振替用紙使用の場合)

※名義：第9次横田基地公害訴訟原告団

※年会費は、10,000円（家族原告は、1名以外の会費を裁判終結時に精算することもできます。）

なくす会・会費の振り込み先

会費納入は、以下の口座へお願いします。

①ゆうちょ銀行 店番008 普通6875225

②ゆうちょ銀行 記号10040

番号68752251（振替用紙使用の場合）

③中央労働金庫立川支店 店番282

普通預金（口座番号）1074068

※名義：横田・基地被害をなくす会

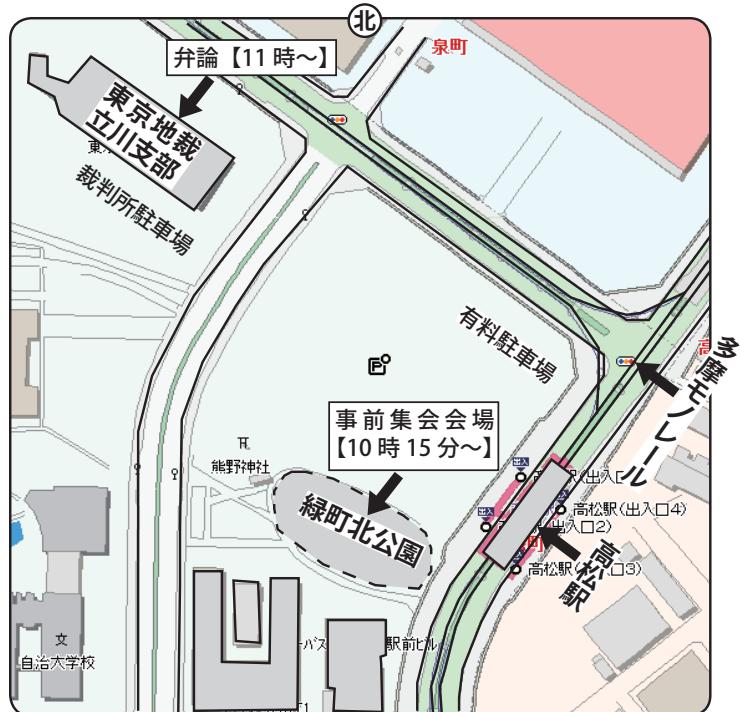
※年会費は、個人2000円、団体1口2000円

第7回弁論＝

9月11日(木)午前11時～立川地裁《午前10時15分高松駅西側公園集合》に参加を!!

今回の法廷では、原告の皆さんに作っていただいた「陳述書」を提出～特徴的な被害などをまとめて、弁護士が法廷で陳述する予定です。

また、8月7日に追加提訴された16名の方が、この訴訟に併合されることが予想されています。



原告の声声声

オスプレイの飛来や配備
が心配です～下を向かず
に楽しくやりましょう

(追加提訴集会で)

以下は、8月7日に追加提訴を行った際の事前集会で発現された原告の方々の声をいくつか拾って、まとめたものです。(文責:事務局)

☆私は自宅で仕事をしているのですが、ヘリコプターの旋回訓練がひどく、集中ができないくらいです。ひどい時には1日に40回くらい低空飛行がなされます。ところで、昨年沖縄でもありましたように米軍のヘリコプターの墜落事故は相当数あり、いつ私の家に落ちてもおかしくないし、小学生が通学している真上を飛んでいるのを見ていると危険を感じます。オスプレイが話題になっていますが、オスプレイは米軍が買い取っているお金よりも日本の方がはるか高額で買い取っているらしくて(編注:米軍のオスプレイ購入費用は約70億円、日本の購入費用は約100億円だと),集団的自衛権の関係でさらに20兆円くらい予算を計上しようとしているらしくて、私の生活を考えると、厳しい生活の中で税金を払っているのに、さらに騒音がうるさくなつて危険に身をさらされるというのを我慢ができなかった。そんなことから今回の訴訟に参加することになりました。(Aさん)

☆私もこの訴訟に注目しています。なかなか道のりは遠いとは思うのですが、皆さんと一緒にたたかっていきたいと思います。(先ほどのお話では)オスプレイが8月9日・10日にも飛来するという話ですし、佐賀空港では常駐させるという話も出ています。ちょっと心配しているのは9月の初めに横田基地でフェスティバルがあるのですが、そこにも来るのではないかという心配もしています。この様に崩し的に(オスプレイの配備を)国は認めてしまうのではないかと心配です。(Iさん)

☆たまたま紹介されて現在の家に住むことになったのですが、広い家でよかったと思っていたら、飛行騒音でテレビが聞こえない、(介護を頼んでいる)ヘルパーさんとの会話が聞き取りにくい等の被害があり驚いています。(Mさん)

☆裁判は時間もかかるし、いろいろと大変な部分があるでしょうが、下を向かず楽しくやりましょう。(Kさん)



8/7 事前集会は、緑町北公園の涼しい木陰で行いました。

経過報告と今後の予定 (2013年4月1日~)

☆発行の遅れ、諸問題発生のため、経過報告の記事が多くなりました。

- * 4/1 : 弁護団・原告団会議
- * 4/3 : なくす会・原告団合同役員会議
- * 4/11 : 昭島市・追加原告への説明
- * 4/14 : 全国基地連打合せ（厚木）
- * 4/17 : 立川市・追加原告オルグ
- * 4/24 : 5/15 弁論資料届（被害の画像・動画）
- * 4/26 : 沖縄の怒りと横田のたたかい集会（賛同）
- * 4/27 : なくす会・原告団合同役員会議
- * 4/28 : 弁護団・原告団会議
- * 5/9 : 健康診断データのまとめ作業打合せ～依頼
- * 5/10 : 「標的の村」上映会 in 立川アイム（賛同）
- * 5/15 : 第6回弁論と進行協議
- * 5/19 : なくす会・原告団合同役員会議
- * 5/20 : 全国基地連・事務局長会議～交流会
- * 5/21 : 厚木地裁判決と事前デモ
- * 5/25 : なくす会+原告団・定期総会
- * 5/26 : 新加入弁護士・基地案内
- * 5/26 : 厚木訴訟、国側が東京高裁に控訴
- * 5/27 : 厚木訴訟、原告側が東京高裁に控訴
- * 5/31 : 「標的の村」上映会 in 日野七尾（賛同）
- * 6/2 : 総会議案書+爆音カレンダー送付
- * 6/3 : C130部品紛失（落下事故）報告
- * 6/4 : 全国公害被害者総行動＝外務/防衛/環境各省要請
- * 6/9～11 : 横田基地で人員降下訓練（のべ56名予定）
- * 6/9～6/29 : 昭島市美堀町K宅で騒音測定
- * 6/14 : 6.14米軍横田基地反対集会・デモ（挨拶）
- * 6/16～6/19 : 横田基地で人員降下訓練（のべ38名予定）
- * 6/17 : 「伊達判決を破棄した最高裁砂川判決は無効」再審決定を求める裁判提訴（なくす会・賛同）
- * 6/22 : 立川市議会議員選挙～大沢なくす会代表当選
- * 6/27 : 弁護団・原告団会議
- * 6/27 : オバマ大統領へはがきを送ろう百万枚～はがき入手
- * 7/1 : 全国基地連打合せ（厚木）
- * 7/1 : 横田基地で人員降下訓練（延べ1名予定）
- * 7/3 : 全国基地連で集団的自衛権の首相宛抗議文送付
- * 7/4 : 米独立記念日に関連しての基地内打ち上げ花火
- * 7/6 : 横田基地に台風からの緊急避難で普天間からオスプレイ飛来の通告がなされる。→中止
- * 7/7 : 横田基地へのオスプレイ飛来中止要請（基地司令官と防衛省横田事務所：2原告団）
- * 7/7 : 騒音計の検定依頼
- * 7/9 : 横田基地や警察の対応への抗議文送付（防衛・外務大臣宛・2原告団）
- * 7/10 : 昭島市分小中学校健康診断結果まとめの依頼
- * 7/10 : コピー機レンタルの説明
- * 7/11 : 7/19のオスプレイ横田基地飛来中止を求める

要請書送付（防衛・外務大臣宛・2原告団）

- * 7/13 : 自衛隊内差別人権問題学習会で、横田基地について報告＜福本＞
- * 7/15 : オスプレイ1機・普天間～厚木～キャンプ富士
- * 7/16 : 北関東防衛局に7/19オスプレイ飛来中止要請
- * 7/18 : オスプレイ1機・キャンプ富士～厚木～岩国
- * 7/18 : オスプレイ横田基地飛来阻止！7.18三多摩集会～デモ（なくす会・原告団共催）…約100名参加
- * 7/19 : 午前9時12分・18分オスプレイ2機が岩国経由で横田に着陸～離陸。
- * 7/19 : 7.19オスプレイくるな！横田抗議集会（第9次横田、第2次新横田など5団体主催。約300名）
- * 7/21（月）オスプレイ2機、北海道丘珠駐屯地～横田基地着陸～岩国経由で普天間に帰る
- * 7/28 : オスプレイ対応について5市1町への要請
- * 7/31 : オスプレイ等米軍機の飛行計画の開示請求について国会議員説明会
- * 8/1 : レンタルコピー機、事務所に搬入
- * 8/4 : 瑞穂町健康診断調査5年間分入手
- * 8/5 : 8/9-10にオスプレイ横田飛来通告あり。
- * 8/5-7に無通告の人員降下訓練（のべ24名）実施。
- * 8/6 : 8/9-10オスプレイ飛来、飛行方法の違反、パラシュート降下訓練、C130の事故問題、日米友好祭に関する要請FAX（基地司令官、外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長宛・なくす会+第9次原告団）と8/7要請書送付
- * 8/7 : 追加提訴（原告16名）
- * 8/7 : 弁護団・原告団会議
- * 8/7 : なくす会+原告団役員会議
- * 8/8 : 防衛省より基地周辺市町に「8/9-10オスプレイの横田飛来は、天候の影響でキャンセル」の通告
- * 8/9 : オスプレイ飛来反対行動（「横田基地にまたオスプレイが！オスプレイ来るな！緊急集会」（賛同）
- * 8/11 : 横田パンフ作成打合せ
- * 8/11-15 : 人員降下訓練の通告（延べ250名予定）
- * 8/12 : 騒音計2台の検定完成～受領
- * * * * * 【以下は予定】* * * * *
- * 8/23 : 第四次厚木爆音訴訟控訴審に勝利し米軍機の飛行差し止めを求める8.23神奈川集会
- * 9/4 : なくす会+原告団役員会議
- * 9/6・9/7 : 日米友好祭（横田基地開放日）
- * 9/11 : 第7回弁論と進行協議
- * 10/2 : なくす会+原告団役員会議
- * 10/25 : 厚木爆音基地調査（横田・立川・入間予定）
- * 10/25 : 横田基地もいらない！10.25市民交流集会（賛同）
- * 11/27 : 第8回弁論と進行協議

住所変更の場合は、必ずご連絡ください

なくす会会員と原告団の皆様へ…住所変更がある場合は、必ずお知らせください。特に、原告の方で家族に移動がある場合は、今後の立証に重大な影響がありますのでご注意ください。なお、連絡は、事務所FAX、事務所留守電、事務局電話（090-4951-0800 福本携帯）にお願いします。

緊急連絡先

事務所は、当分の間、2日に1回はFAX、留守電の確認をしており、メールは毎日確認をしています。御用の方は留守電に連絡先電話番号・お名前を録音するか、FAX、メールでお願いします。お急ぎの方は事務局・福本（携帯 090-4951-0800）までご連絡ください。

アドレス通知のお願い

なくす会会員・原告の方でメールアドレス（携帯・パソコンどちらでも可）をお持ちの方へお願いです。以前お知らせいただいた方は2度手間で申し訳ないのですが、当方で全員分を打ち込むのは困難なため、以下アドレスに「なくす会〇〇です」「原告〇〇です」の断り書きを入れたメールをください。今回のオスプレイ問題のような緊急事態に対応するためのお知らせをメールにてお送りします。
横田・基地被害をなくす会：yokota_nakusukai@yahoo.co.jp
第9次横田基地公害訴訟原告団：yokota9th@yahoo.co.jp

▶ついにオスプレイが三多摩上空を飛んだ。その4日前、厚木に飛来したオスプレイを監視を行っていたFさんから、降りてくるオスプレイの写真が送ってきた。「悔しいね」と返信メール。有無を言わせない米軍のやり口、情報を隠しつづけ、口裏を合わせる日本政府の卑劣さに対する怒りが胸にせまつた。▶5月に立川と日野で「標的の村」上映会を開いた。沖縄のヤンバルの森のなか高江では、オスプレイ訓練基地建設反対の鬨びが続いている。ベトナム戦争のとき「疑似村」が作られ、米軍の掃蕩訓練に住民が動員されていた。知らなかつた衝撃の映像だった。徒手空拳で抵抗する人々の生活ぶりも印象的だった。7月19日の横田飛来当日には、ゲート前にも、滑走路南北にも、抗議の人々が押しかけた。午後、滑走路南端の公園で開かれた抗議集会には、その日に撮影したオスプレイの拡大写真も登場していた。帰路の21日にも、滑走路南北で監視する人々がいた。▶7月28日、2つの訴訟団を含む5団体の基地周辺5市1町首長への申し入れが行われ、昭島→福生→羽村→瑞穂→武藏村山→立川と回った。住民側はあきらめずに反対を続けるから自治体もがんばってほしいという趣旨だ。面会したある市の担当者が「国防や軍事は国の専権事項だ。自治体はあくまでも住民の安全、安心を守る立場から発言するスタンスだ」と言った。参加者の一人が「丘珠の基地の祭りという程度の理由で危険なオスプレイを飛ばすなどは言えないのか」と突っ込んでいた。また、監視記録から、今回の飛来が、①初回から「モード変換は基地の区域内で行う」という協定に違反したものであったこと、②帰路、2機がほぼ同時に離陸し、わずかしか離れていない後ろの機が先行機の気流でふ

天欄

らついていたこと—これはフロリダでの墜落事故と同じ危険な状況だったこと—を指摘して自

治体側の注意を促した。▶「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」という俳句の掲載を拒否した埼玉の公民館が話題になっている。教育長は「世論を二分するテーマの作品は載せない」と新基準を作つて批判を寄せつけないかまえた。こういう機を見るに敏で体制翼賛的な公務員を見ると、自治体が「国は住民を守るためにオスプレイの訓練が必要だ」と言っている。国論が二分しているから、自治体は何も言えない」と言いだす日が近いかもしれない、と悲観的になる。▶私たち自身の「住民の安全」認識を深める必要があると感じる。訓練飛行直下に住む人々だけでなく、兵器をあやつる人、そしてオスプレイの攻撃下に暮らす人々をも視野に入れて、「住民の安全とは何か」を考えたい。（K）
▶「リンカーンの『人民』を『自民』に言い換える」という川柳が新聞に載った。しかし、『自民』を『自分』に変更したいと思うほどの個人の暴走ぶりである。以前は、自民党内にも、こんな無茶ぶりは止める人がいたものだが。裸の王様を笑えるのは、目と心の澄んだ子供だけか。▶「低空で地響き立ててC5来る」「何度でも何度も来るC130」「バタバタと耳障りなのはUH1（ヘリ）」「オスプレイ、スタンドプレイはごめんです」「碧空を切り裂くジェット戦闘機」「煙幕をはっているのか排気ガス」「真夜中に飛んでよいのか米軍機」「日米の合意は努力目標か？」「日本の空はアメリカ植民地」「武器持てば使いたくなる人がいる」「抑止力という名の軍拡にキリがなく」「原発と地震雷火事台風」「治外法権撤廃したはずと陸奥が言い」「辺野古にもアンパンマンが飛んで行け」駄作ですが。（M）